

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日に当たるときは、そ)

## 鳥取県告示第七百四十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

登録番号	肥料の名称	保証成(パーセント)	生産業者(組合)の住所
鳥取県 第三五〇号	マンガン、ほう素、有機入り梨	窒素全量九・〇 アンモニア性窒素六・三	倉吉市越殿町一四〇八番地
	完全複合	りん酸全量七・〇	倉吉市農業協同組合
	可溶性りん酸五・〇 水溶性りん酸四・五	八田隆利	組合長理事
	うち うち	八田隆利	
	加里全量七・〇		
	うち うち		
	水溶性加里六・八 く溶性マンガン一・〇		
	く溶性ほう素〇・四		

◆正誤

昭和四十五年十一月鳥取県告示第七百三十二号中訂正

**鳥取県告示第七百四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡佐治村大字中字名馬山二六一の一四、二六一の一七
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路敷地とするため

**鳥取県告示第七百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

**三 解除の理由  
指定理由の消滅**

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第七百四十九号**

昭和四十五年十月七日付で境港市長から申請のあつた土地改良（川中井川地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十五年十一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
境港市役所

**鳥取県告示第七百五十号**

昭和四十五年十月十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（上中

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

(谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鷲崎正幸

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(野井倉地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県告示第七百五十一号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(三保地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鷲崎正幸

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

### 鳥取県告示第七百五十三号

昭和四十五年九月一日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（西峯地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

### 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年十一月二十日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月四日から用途廃止した。

鳥取県告示第七百五十五号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月四日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

### 鳥取県告示第七百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月四日から用途廃止した。

場	所	(面積)	用途
倉吉市住吉町字中通一五九ノ五九番地先	(平方メートル)	四九・一五	水路敷

00830

## 鳥取県告示第七百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
鳥取市湖山町字犬伏一、二二六ノ一〇五番地先	八六・四〇	水路敷	

## 鳥取県告示第七百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
鳥取市湯所町二丁目三六七番地先から三七一番地先まで	四六・八〇	水路敷	

## 鳥取県告示第七百五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月六日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
鳥取市里仁字片不毛二九ノ一番地先	七五・四八	水路敷	

## 鳥取県告示第七百五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月九日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

場	所	(面積) (平方メートル)	用途
西伯郡会見町大字天万字渡辺八九九番地先	二四・三九	道路敷	

## 鳥取県告示第七百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十二日から用途廃止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

昭和四十五年十一月鳥取県告示第七百三十二号(昭和四十五年鳥取県工業統計調査要綱について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 頁

上 段

終わりから六 行

十二月 正

二月 誤

正

場	所	(面 方メートル)	用 途
氣高郡青谷町大字青谷字二反草四、二八八番地先	四、二九五ノ一番	六五・一四	道路敷
地先まで	四、二八五番地先	一五九・五〇	"
から	四、二八一ノ一番	一六一・三五	水路敷
地先まで	四、二八八番地先	一六一・三五	"
から	四、二九五ノ一番	一六一・三五	"

## 鳥取県告示第七百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十二日から用途廢止した。

昭和四十五年十一月十七日

鳥取県知事職務代理人

場	所	(面 方メートル)	用 途
倉吉市穴沢字立石一八三ノ一〇番地先から	崎 正 幸	五八・七二	水路敷